

大学構内入構制限の解除について

令和3年3月21日に首都圏の1都3県において、緊急事態宣言が解除されました。そこで、本学においても令和3年3月22日から大学構内（深谷キャンパス、幕張キャンパス）の入構制限を解除します。但し、教室、図書館、コンピューター室等の各教室の使用は、原則、収容定員の50パーセントの人員とします。学内においては、3つの密を避け、マスク着用を厳守し、会食時は、特に注意を払ってください。なお、各キャンパスによって教室や図書館等の使用方法が異なるため、各キャンパス、学部の指示に従ってください。

また、登校時、体調が少しでも優れない場合は、これまで同様に入構は禁止とします。よって、引き続き、毎日の健康チェック、行動の自粛など感染防止対策に各自努めて下さい。

*今後の感染状況によっては、再び入構を制限することがあります。

令和3年3月22日

学長 中條 俊夫